

恩赦關係說明資料

令和3年3月

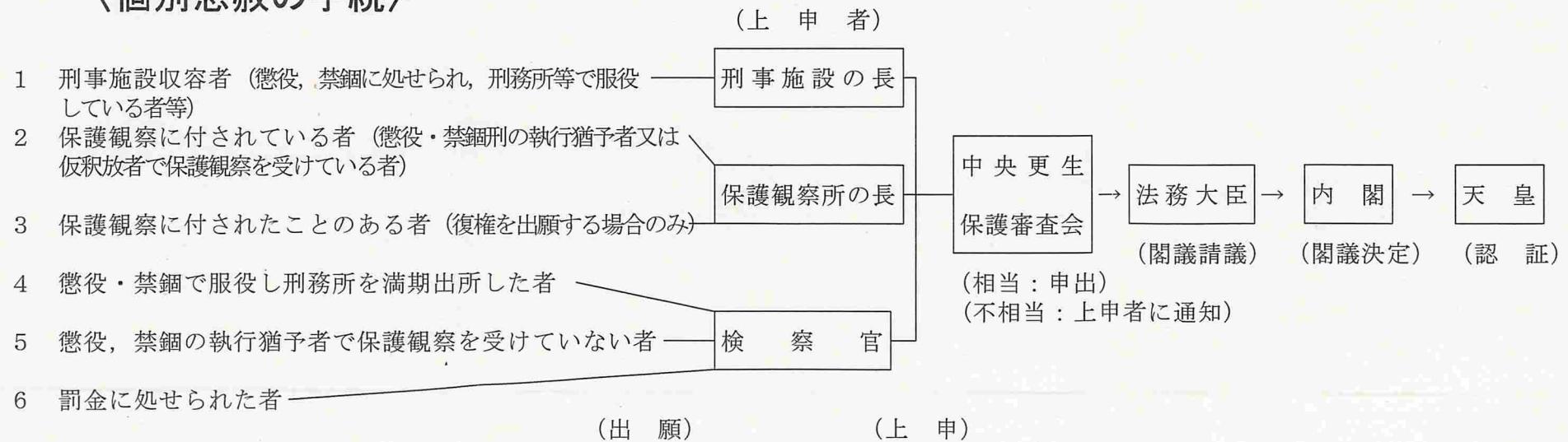
目 次

- 1 刑事司法手続及び更生保護の概要(パンフレット『更生保護』)
- 2 恩赦の種類・効力、個別恩赦の手続(資料1)
- 3 資格制限と復権(資料2)

〈恩赦の種類・効力〉



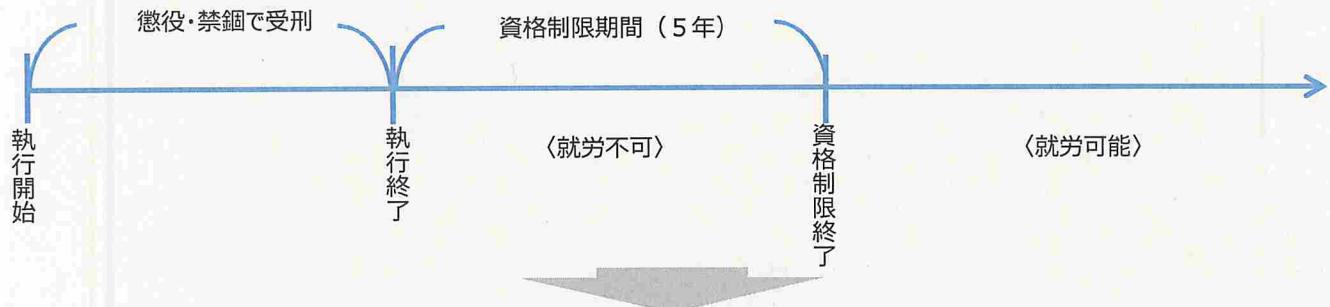
〈個別恩赦の手続〉



資格制限と復権

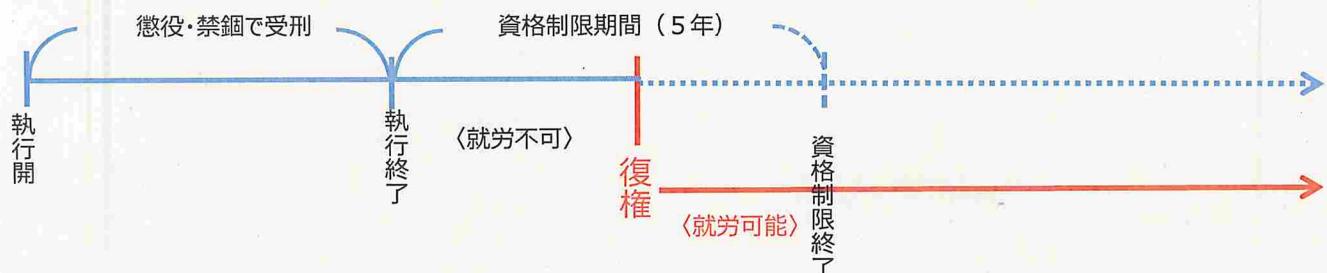
1 資格制限の例

【懲役・禁錮刑の言渡しを受けた者は、その刑の執行が終了した後5年経過しないと警備員に就けない】



2 復権が認められた場合

【上記の者に復権が認められると、復権以後、警備員に就労可能に】



※「失った資格が取り戻せる」のではなく、資格制限をなくす効果がある

【参考：資格制限の例】

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行終了後、一定期間資格をとれない等とされるもの：司法書士など
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑が消滅するまで資格をとれない等とされるもの：弁護士など
- (3) 罰金以上の刑に処せられ、その刑が消滅するまで資格を制限され得るとされるもの：医師など

【参考：公民権停止／選挙関係犯罪をした場合】

罰金刑	裁判確定後5年間
禁錮以上の刑	執行終了後も5年間（執行猶予が付いた場合は、執行猶予期間中のみ）